

循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議幹事会（第2回） 議事要旨

日時：令和8年4月20日（月）17:15～17:35

会場：合同庁舎8号館8階特別中会議室

出席者：西山内閣官房内閣審議官、金澤内閣府地方創生推進室次長、日下部消費者庁次長、大森総務省地域力創造グループ地域政策課長、股野外務省経済局長、緒方財務省国際局長、堺田農林水産省大臣官房技術総括審議官、伊藤経済産業省大臣官房脱炭素成長型経済構造移行推進審議官（GXグループ長）、畑田経済産業省大臣官房審議官（製造産業局担当）、福本経済産業省大臣官房審議官（GXグループ担当）、鶴田国土交通省総合政策局長、角倉環境省環境再生・資源循環局長

※会議進行の関係上、参加者の発言要旨を事前に書面で受領の上、一部議事概要に反映している。

【議題】循環経済行動計画（案）

- 友納 環境大臣政務官から、以下の説明があった。
 - ・「循環経済行動計画（案）」の概要を御説明する。資料1の3ページ目をご覧ください。本計画は、先月6日の閣僚会議で官房長官から取りまとめの指示があり各府省庁で検討を進めてきたものである。
 - ・この間、自民党の環境・温暖化対策調査会・環境部会・経済産業部会から循環経済に関する提言をいただき、その内容も踏まえた計画案になっていると認識している。
 - ・大きく5つの柱から構成されており、最も大きい柱である「再生資源供給サプライチェーンの強靱化」は、更に5つの項目に分けて施策を体系化している。
 - ・1の（1）「再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成」については、投資促進のための多角的な経済的支援スキームを構築することとしており、2030年までにこの分野で官民で約1兆円の投資を目指す。
 - ・また、1の（3）「循環資源の海外流出の抑制」については、今国会に提出した廃棄物処理法等改正案に盛り込んだ不適正スクラップヤード対策などの施策を実施する。
 - ・2の「国際資源循環ネットワークの構築」としては、G7、日米等の同志国での連携を深め、ASEAN各国での具体的な取組を支援する。
 - ・資料1の5ページには主要施策の概要、6ページにはそれらの工程表をまとめている。目指す姿や取組指標に向け、時間軸を含めて整理した行動計画としてまとめている。
- 小森経済産業大臣政務官から、以下の説明があった。
 - ・「メタルリサイクル推進戦略」の概要を御説明する。資料1の4ページをご覧ください。第一に、今後再生材確保に向けて特に注力する鉄、アルミ、銅、永久磁石について、再生材の供給目標を設定した。具体的には、2030年の姿として、鉄は高品位鉄スクラップを追加的に年間約200万トンを目安に確保、アルミは展伸材の再生アルミ原料比率の目安を約4割に、銅は国産電解銅の約3割を再生資源由来に、永久磁石は原材料の

約3割をリサイクルで賄うことを目指す。あわせて、再生材を利用した製品の付加価値がしっかりと評価されるよう、国際標準づくりも進めていく。

- ・第二に、再生材の供給目標以外では、再生資源の確保を着実に進める取組を戦略的に進める。短期的には、回収・選別・高度リサイクルに関する実証や技術開発を進めるとともに、不適正なスクラップヤードへの対策等の強化に取り組む。中長期的には、こうした成果を踏まえた設備投資やリサイクル体制の整備、同志国と連携した国際的なリサイクルネットワークの構築を目指す。
- ・このように、明確な目標設定の下で、実行段階まで見据えた取組を進めることで、メタルリサイクルを通じた我が国産業の競争力強化を図っていく。

●金澤内閣府地方創生推進室次長から、以下の説明があった。

- ・資料3の47ページをご覧ください。内閣府では、行動計画の柱のひとつである、「地域循環資源の徹底活用による地域活性化」のための取組を行っていく。
- ・具体的には、新たに創設した「地域未来交付金」により、従来の地方創生に資する取組のみならず、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が真に地方の活力を最大化することに繋がるよう後押しする。
- ・また、「企業版ふるさと納税」により、地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税の税額控除を行う。この事例としては、鹿児島県大崎町における企業と協働したリサイクルに関する研究開発や人材育成等の取組があげられる。
- ・さらに、「地方創生人材支援制度」における「グリーン専門人材」により、民間企業の専門人材等を地方公共団体に派遣する。この事例としては、北海道清里町における農業残渣の有効活用に向けた取組があげられる。
- ・これらの取組により、循環経済の推進に向け地方公共団体が行う意欲的な取組について、資金・人材・情報等の面から支援を行っていく。

●日下部消費者庁次長から、以下の説明があった。

- ・消費者庁としては、地域循環資源の徹底活用による地域活性化に向け、関係省庁とも連携し、食品ロス削減の推進やサステナブルファッションの推進に向けた普及啓発に努めていく。
- ・資料3の58ページをご覧ください。食品ロス削減については、消費者自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や社会に影響を及ぼすことを踏まえ、消費者自らができることを一人一人が考え、行動に移せるよう行動変容を促す取組を進めていく。加えて、本年4月1日から開始したフードバンク認証制度の運用を通じ、食品寄附への社会的信頼を高めることにより、食品寄附を促進し、食品ロス削減につなげたいと考えている。
- ・次に、62ページをご覧ください。サステナブルファッションの推進に当たっては、消費者がサステナブルファッションについての理解や関心を高めるだけでなく、環境等に配慮した消費行動を「実践」していくことが重要である。消費者庁としても消費者に対する行動変容を促すため、引き続き普及啓発に取り組んでいく。

- 大森総務省地域力創造グループ地域政策課長から、以下の説明があった。
 - ・資料3の48ページをご覧ください。総務省では、産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」を推進している。
 - ・具体的には、①地域資源の活用、②地域課題への対応、③地域金融機関による融資等、④新規性、⑤モデル性、この5つの要件を満たす事業について、民間事業者等の初期投資費用を国と自治体の公費により助成し、地域経済循環の創出を図るものである。
 - ・これまでの採択事例の中には、地域で生じた間伐材を熱エネルギーや菌床ブロックとして活用したいけ栽培、廃棄されるりんごを活用した酒づくりなど、地域の再生可能資源を活用した取組もみられるところである。
 - ・本プロジェクトの活用促進などを通じて、このたび策定する「循環経済行動計画」の、「3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化」に向けて、地域における資源循環ビジネスの創出支援を行っていく。

- 股野外務省経済局長から、以下の説明があった。
 - ・資料3の35ページをご覧ください。重要鉱物等のリサイクルに関する同志国連携は、資源の安定的確保及び経済安全保障の観点から極めて重要であると認識している。
 - ・これまでも、日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築に向け、日米、日仏など二国間の取組も加速しているほか、G7、日米豪印（クアッド）、日ASEAN、日EU等の多様な枠組みを通じて同志国連携を強化してきた。
 - ・特に、資源獲得の競争が激化する中で、電子スクラップ（e-scrap）等の二次資源の循環促進の重要性は一層高まっており、この分野における国際連携をさらに推進する余地があると認識している。
 - ・今後も、同志国との連携をより一層深め、国際的な資源循環体制の強化及び重要鉱物サプライチェーンの強靱化に貢献すべく、今般まとめられる「循環経済行動計画」の実施について外交面から積極的に支援してまいりたい。
 - ・引き続き関係各省と連携し、本行動計画（案）の実効性ある推進に努める所存である。

- 緒方財務省国際局長から、以下の説明があった。
 - ・資料3の24、35ページをご覧ください。
 - ・世界的に資源獲得競争が先鋭化する中で、国際資源循環ネットワーク構築、重要鉱物・金属資源等のサプライチェーン強靱化等を通じた循環経済への移行は、経済安全保障の観点でも重要。
 - ・財務省の取組として、G7と同志国が参加する1月の重要鉱物財務大臣会合において、片山大臣より、需要・供給双方の面から、短期・中期・長期で取り組むべき政策の考え方を提示したところだが、その中にリサイクルを通じたサプライチェーンの強靱化も含まれており、各国の気運を高めているところである。
 - ・また、日本政策投資銀行による車載用リチウムイオン電池再生事業を行う事業者への協調融資、JBICのマレーシアにおけるモリブデン等のリサイクル事業、IFC・EBRDのポーランドにおける電気・電子機器廃棄物のリサイクル事業等、政策金融機関・国際

金融機関の支援により、国内外のプロジェクトを推進している。

- ・これらに加え、金属資源の不法な海外流出を防止するため、過去のバーゼル法にかかる不法事案の傾向分析結果を、環境省、経済産業省、財務省等の関係機関で共有すること等を通じて、厳格な水際対策の実施のための連携体制構築に向けて取り組むこととしている。
- ・財務省としても、こうした国際的な連携や、海外流出抑制等の取組に引き続き協力してまいりたい。

● 堺田農林水産省大臣官房技術総括審議官から、以下の説明があった。

- ・農山漁村のバイオマス資源の徹底活用について、御説明する。
- ・資料3の50ページをご覧いただきたい。農林水産業・食品産業においては、国内資源を最大限に活用しつつ、食料を安定的に供給することが重要である。
- ・農林水産省では、「みどりの食料システム戦略」に基づき、持続可能な食料システムの構築を目指しており、農林水産業に由来する未利用資源を活用して肥料やエネルギー等を生産し、地域内で利用する「農林漁業循環経済地域づくり」等を進めている。
- ・次に、51ページをご覧いただきたい。また、森林資源の循環利用に向けては、「伐って、使って、植えて、育てる」ことで、地域経済の発展と、カーボンニュートラル・循環型社会実現へ貢献を目指しており、中高層建築物への木材利用拡大や、改質リグニンなど木質系新素材の技術開発・実装等を進めている。
- ・最後に、71ページをご覧いただきたい。最後に、横浜グリーンエキスポにおいては、農林水産省としても資源循環の取組について、しっかりと情報発信を行っていく。

● 鶴田国土交通省総合政策局長から、以下の説明があった。

- ・資料3の12ページをご覧いただきたい。国土交通省では、メタルリサイクル推進戦略にも資する取組として、循環資源に関する物流ネットワークの拠点の形成や、高度なりサイクル技術を有する産業の集積に取り組む港湾を「サーキュラーエコノミーポート」として選定・整備し、資源循環を促進する。
- ・次に、55ページをご覧いただきたい。地域循環資源の活用として、商用電動車の劣化バッテリーを蓄電池として再利用する実証を行い、これを地域の再エネ発電と組み合わせ、エネルギーの自律性向上も図る。
- ・次に、53, 54, 57ページをご覧いただきたい。これらに加え、建設工事で発生する土やコンクリートの再利用拡大、予防保全型メンテナンスによる道路・河川等のインフラ長寿命化、廃棄物の発生抑制、下水汚泥の肥料としての活用の推進等についても、一層の取組を進めていく。
- ・最後に、71ページをご覧いただきたい。横浜グリーンエキスポにおける循環経済の機運醸成について、国土交通省としても協力していく。

● 伊藤経済産業省大臣官房脱炭素成長型経済構造移行推進審議官（GXグループ長）から、以下の説明があった。

- ・資料3の15ページをご覧いただきたい。昨今の世界情勢を踏まえ、石油資源についても

再生材利用の重要性が高まっている。経済産業省としては、容器包装リサイクル制度において動静脈連携による高品質な再生プラスチック製品製造に係る推進枠の創設等により、再生プラスチックの供給拡大に取り組んでいく。また、再生材の需要拡大に向けた制度的措置も強化していく。今月1日に施行された改正資源有効利用促進法に基づき、再生プラスチックの利用に関する計画提出・定期報告制度を通じてモニタリングを行うとともに、対象事業者の範囲や対象資源を拡大すべく、今後見直しを行っていく。さらに、取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率を義務化することを検討する。

- ・次に、18ページをご覧ください。再生材の利用拡大に向けては、一般消費者が再生材の利用を積極的に評価する環境整備が不可欠である。産官学連携の枠組みであるサーキュラーパートナーズを活用して、消費者の再生材への理解・受容性に関する実証を行うとともに、行動変容の推進に向けた広報、啓発活動も行っていく。
- ・次に、29ページをご覧ください。循環経済への移行に向けては、シェアリングやリユース、リペア等、物品の稼働率向上や長期利用に資するCEコマース事業が重要な役割を果たす。CEコマースの推進に向け、改正資源法におけるCEコマースの対象製品の追加や支援策について検討していく。
- ・このように、「動脈」である製造業を所管する経済産業省として、動静脈連携の促進に向けて、ここにお集まりの各府省庁の皆様と連携しつつ、バリューチェーン全体での循環経済への移行を推進していく。

● 畑田経済産業省大臣官房審議官（製造産業局担当）から、以下の説明があった。

- ・資料3の7、8ページをご覧ください。鉄、アルミについて、需要家の嗜好の変化を踏まえ、低炭素な製品の供給能力を高めることが重要です。そのため、主原料であるスクラップの安定的確保、効率的な利用促進に向け、AI等も用いつつ、動静脈両方で技術開発・設備投資等を進めていく。
- ・次に、9ページをご覧ください。銅については、これまで取り組んで来た上流権益確保に加え、リサイクル原料の割合を高めるための取組を進めていく。
- ・次に、10ページをご覧ください。永久磁石の原材料であるレアアースを特定国に依存しており、安定調達確保に向けてリサイクルで国内自給率を高めることが重要です。そのため、レアアース分離精製技術開発や国内外におけるリサイクルスキームの確立等を進めていく。

● 角倉環境省環境再生・資源循環局長から、以下の説明があった。

- ・循環経済行動計画の施策のうち、環境省の主な取組として、4点説明する。
- ・資料3の5ページをご覧ください。国内における再資源化の推進、循環資源の回収量の拡大、高度なリサイクルの事業性確保等の取組を同時並行的に行うため、再資源化等拠点構築・ネットワーク形成等に対する投資促進を進めるべく、予算面、金融面含め多角的な経済的支援スキームの構築について制度的措置を実施する。
- ・次に、16ページをご覧ください。自動車分野における再生プラスチック市場構築に向けては、集約拠点構築に向けた実証や設備導入支援を行う。2030年までに年間で2.1

万トン、2041年以降には年間20万トンの再生プラスチック供給量を目標とする。

- ・次に、23、24ページをご覧いただきたい。「循環資源の海外流出抑制」については、不適正スクラップヤードへの規制強化に向けて、スクラップヤード事業の許可制の導入や環境大臣の輸出確認対象の拡大等を目指す。また、バーゼル法の厳格な運用を含む水際対策を強化する。
- ・次に、37ページをご覧いただきたい。国際的な資源循環ネットワークの構築に向けたASEANと連携については、日ASEANの枠組の他、個別5か国、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナムとのe-waste回収等の法令整備の支援等を引き続き進める。レアメタルを含むe-scrapのリサイクル処理量を2030年に、2020年比5割増の約50万トンへの増加を目指す。

● 最後に、阪田内閣官房副長官補の発言として、西山内閣審議官が以下の発言を代読した。

- ・本日、「循環経済行動計画（案）」に盛り込んだ施策について各省から報告を受けた。世界で資源の獲得競争が激しさを増す中、再生資源供給サプライチェーンの強靱化に向け、我が国にとって重要な金属等の再生材供給目標を設定した「メタルリサイクル推進戦略」を計画に位置付け、官民で目指す具体的な投資規模を示すなど、極めて意欲的な内容となった。
- ・本幹事会としては、本案を了承し、明日開催予定の閣僚会議にお諮りしたいと考えている。
- ・各府省庁においては、循環経済行動計画が決定した際には、一丸となって取り組みを加速化していただくよう、協力をよろしく願います。

以上